

芸術研究科博士後期課程学位論文審査要領

I. 学位授与について

本研究科博士後期課程では、今日のグローバル化に伴う知識基盤社会において、豊かな創造性と感性を備えた研究者や高度な専門的知識、技術と広い視野を備えたアーティストの育成を目的としている。博士後期課程は、授業科目の履修状況、各科目で実施される作品制作や設計制作の内容、展覧会や設計競技での受賞や国内外の展覧会等への出品などの実技系の業績、研究論文等の内容、国内外の学会口頭発表や審査付き論文などの理論系の業績を踏まえ、研究指導教員を中心に予備審査委員会及び論文審査委員会等で総合的に評価する。

学位授与については、本学が定める学位の授与に関する規程に準じ、本研究科において所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験（公聴会を含む）に合格することが条件となる。

II. 博士論文の体裁

博士論文の体裁は、図1を参考にする。尚、詳細については、研究指導教員の指導を受ける。

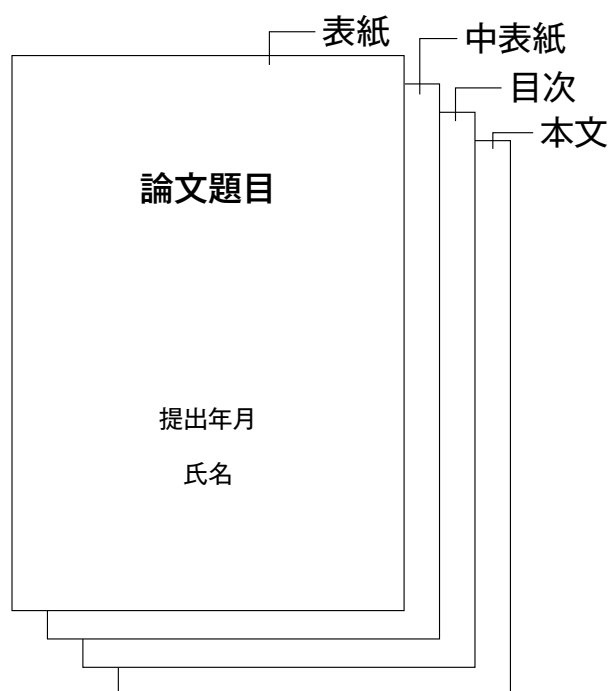


図1

1. 表紙

- ・論文は表紙、背表紙、中表紙、目次、本文、註、参考文献、付録等で構成する。
- ・表紙、背表紙、中表紙の体裁は、「芸術研究科 論文執筆要項」を参照する。

2. サイズ・印刷・製本

論文はA4版縦型で片面印刷とし、左側を綴じる。

3. 本文

本文及び目次等の体裁は「芸術研究科 論文執筆要項」を参照する。

4. 提出部数

博士論文は3部提出する。尚、博士論文と一緒に提出する書類の詳細は後述する。

5. 提出期限

年度始めに配布される「博士論文審査受付日程」を参照する。

6. 提出先

研究指導教員の確認後に、芸術学部事務室（15号館4階）に提出する。

Ⅲ. 博士論文の要件

審査の対象となる博士論文の要件は次の通りである。

- ・博士論文は学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果として、専門的知見と新規性・独創性を有するとともに、学術・社会の発展に寄与するものでなければならない。
- ・博士の学位を申請する場合は、研究題目に関する単著若しくは研究筆頭者の「審査付き論文」1編以上を提出しなければならない。なお、表現・実践を主とする研究の場合は、「審査付き論文」を「審査を経て公開された作品」に代えることができる。

Ⅳ. 博士論文の審査について

博士論文の審査は、研究科教授会に設ける審査委員会で行い、予備審査委員会、論文審査委員会の2段階で審査される。

1. 予備審査委員会

- ・予備審査委員会は、研究指導教員を主査とし、博士論文に関連のある教員2名以上を副査として構成する。
- ・予備審査委員会では博士論文の提出後20日以内に、博士論文を提出した学生による研究内容等の発表と審査委員による質疑応答を主体とした予備審査会を開催し、受理の可否を協議し、研究科教授会に報告する。
- ・受理の可否は、最終的に研究科教授会で決定する。

2. 論文審査委員会

- ・論文審査委員会は、予備審査委員会で受理した博士論文の審査を行う。
- ・博士論文を提出した学生は、予備審査委員会の審査会等で指摘された問題点や課題を、論文審査委員会による審査の前までに修正し、後述する要領で芸術学部事務室に提出する。
- ・論文審査委員会は、研究指導教員を主査とし、博士論文に関連のある教員2名以上を副査として構成する。
- ・論文審査委員会では博士論文・作品の提出後1カ月以内に、博士論文を提出した学生による研究内容等の発表と審査委員による質疑応答を主体とした論文審査会を開催し、受理の可否を協議し、研究科教授会に報告する。
- ・受理の可否は、最終的に研究科教授会で決定する。

Ⅴ. 博士論文の審査基準

審査にあたっては、以下の事項を主要な審査項目として、総合的に判定するものとする。

- ①研究（創作）に新規性、独創性がある
- ②研究（創作）に学術的、社会的価値がある
- ③研究（創作）の方法が明確に示されている
- ④論文の内容が明快で論理的整合性がある
- ⑤論文の形式が要件を満たしている

Ⅵ. 博士論文の提出時期及び提出書類等

博士論文の提出時期は、3年在学の場合は12月、4年以上の在学の場合は5月又は12月である。予備審査委員会および論文審査委員会に提出する書類は次の通りである。

1. 予備審査委員会（予備審査）

- ・主論文1編（複製本）〈提出部数は研究指導教員の指定による〉
- ・審査付き論文1編以上または「審査を経て公開された作品」の画像（部数は研究指導員の指定による）
- ・論文要旨1編〈提出部数は研究指導教員の指定による〉
- ・履歴書・研究業績書1編〈提出部数は研究指導教員の指定による〉
- ・論文目録1編〈提出部数は研究指導教員の指定による〉

2. 論文審査委員会（本審査）

- ・主論文1編（仮製本）〈提出部数は研究指導教員の指定による〉
- ・審査付き論文1編以上または「審査を経て公開された作品」の画像（部数は研究指導員の指定による）
- ・論文要旨1編〈提出部数は研究指導教員の指定による〉
- ・履歴書・研究業績書1編〈提出部数は研究指導教員の指定による〉

VII. 博士論文の公開

博士論文の審査終了後に、公聴会など公開の検討会を開催する。公聴会を含む最終試験は当該論文に関連のある専門分野について、試問の方法で行う。学位授与が決定した博士論文は、学内、学外で開催する大学院修了展で広く一般に公開する。

VIII. 博士後期課程の修了要件及び審査

博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験（公聴会を含む）に合格する必要がある。ただし特に優れた研究業績を上げたと認められた場合は、1年以上在学すれば足りるという規程がある。

博士論文の審査では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を審査する。博士後期課程の修了の判定は、論文審査委員会の審査結果の報告に基づき、研究科教授会が行う。

研究科教授会の審査結果から、博士後期課程の終了時では次のようになる。

- ・学位（博士）を得て修了する。
- ・単位取得満期退学となり、その後、外部等で研究を継続し博士論文を提出する。
- ・課程博士となるには、所定の単位を修得後、博士論文を提出するために引き続き在学し研究指導教員に各学期14回の博士論文指導を受けなければならない。

尚、これには研究指導教員の許可を必要とし在学期間は最大6年間である。

IX. その他について

修了が判定された博士論文は、印刷、製本し芸術学部事務室に3部提出する。提出された博士論文は、本学図書館に保存される。